

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 2 年 1 2 月及び令和 3 年 1 月に実施した監査（一部令和 2 年 8 月及び 1 1 月に実施したものを含む。）の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 2 4 日

| | |
|---------|---------|
| 岐阜県監査委員 | 伊 藤 秀 光 |
| 岐阜県監査委員 | 高 殿 尚 |
| 岐阜県監査委員 | 鈴 土 靖 |
| 岐阜県監査委員 | 長 縄 直 子 |
| 岐阜県監査委員 | 南 圭 一 |

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和元年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局 211 機関のうち 20 機関
 教育委員会 98 機関のうち、10 機関
 公安委員会 59 機関のうち、4 機関
 その他(上記以外) 13 機関のうち、0 機関 計 381 機関のうち、34 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症対応のため、実地監査の一部はオンラインにより実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり19機関において13件の指摘事項、11件の指導事項が見受けられたので、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

| | 実施機関名 | | 監査 実施日 | 実施 方法 | 監査結果件数 | | | 予備監査 |
|----|---------|-------------|-----------|----------|--------|----|----|----------------|
| | | | | | 指摘 | 指導 | 検討 | 実施日(方法) |
| 1 | 清流の国推進部 | 東京事務所 | 1月8日 | ワライ | — | — | — | 11月20日(書面) |
| 2 | 環境生活部 | 現代陶芸美術館 | 12月25日 | 書面 | — | — | — | 11月19日(実地) |
| 3 | | 図書館 | 12月23日 | ワライ | — | 1 | — | 10月28日(実地) |
| 4 | 健康福祉部 | 関保健所 | 12月25日 | 書面 | — | 1 | — | 11月30日(書面) |
| 5 | | 可茂保健所 | 1月28日 | 書面 | 1 | — | — | 12月9日(書面) |
| 6 | | 中央子ども相談センター | 12月18日 | 実地 | 1 | — | — | 11月4日(実地) |
| 7 | | 東濃子ども相談センター | 12月4日 | 実地 | — | — | — | 10月19日(実地) |
| 8 | | 女性相談センター | 12月18日 | 実地 | — | — | — | 11月4日(実地) |
| 9 | | わかあゆ学園 | 1月28日 | 書面 | — | — | — | 12月4日(実地) |
| 10 | 商工労働部 | 国際たくみアカデミー | 1月28日 | 書面 | — | 2 | — | 12月10日(実地) |
| 11 | | セラミックス研究所 | 12月15日 | 実地 | — | — | — | 11月25日(実地) |
| 12 | | 岐阜関ヶ原古戦場記念館 | 12月24日 | ワライ | — | — | — | 11月13日(書面) |
| 13 | 農政部 | 岐阜農林事務所 | 12月18日 | 実地 | 1 | 1 | — | 10月29日~30日(実地) |
| 14 | | 西濃農林事務所 | 11月9日 | 実地 | 1 | — | — | 9月3日~4日(実地) |

| | | | | | | | | |
|----|---------------------|--------------|--------|----|------|------|-----|----------------|
| 15 | 農政部 | 揖斐農林事務所 | 12月22日 | 視察 | 1 | — | — | 11月16日～17日(実地) |
| 16 | | 中濃農林事務所 | 12月23日 | 視察 | 1 | — | — | 10月22日～23日(実地) |
| 17 | | 可茂農林事務所 | 11月11日 | 実地 | 2 | — | — | 9月24日～25日(実地) |
| 18 | | 飛騨農林事務所 | 11月26日 | 実地 | — | — | — | 9月7日～8日(実地) |
| 19 | | 中山間農業研究所 | 12月25日 | 書面 | — | — | — | 11月26日(実地) |
| 20 | 県土整備部 | 技術検査課 | 8月21日 | 実地 | 1 | — | — | 7月17日(実地) |
| 21 | 教育委員会 | 岐南工業高等学校 | 12月24日 | 視察 | 2 | — | — | 11月11日(実地) |
| 22 | | 各務原高等学校 | 1月7日 | 視察 | — | 1 | — | 11月18日(実地) |
| 23 | | 岐阜農林高等学校 | 1月28日 | 書面 | — | 1 | — | 12月3日(実地) |
| 24 | | 揖斐高等学校 | 12月22日 | 視察 | 1 | — | — | 10月30日(実地) |
| 25 | | 大垣工業高等学校 | 1月7日 | 視察 | — | — | — | 11月10日(実地) |
| 26 | | 海津明誠高等学校 | 12月7日 | 実地 | — | 1 | — | 11月9日(実地) |
| 27 | | 可児工業高等学校 | 12月4日 | 実地 | — | — | — | 10月21日(実地) |
| 28 | | 吉城高等学校 | 12月25日 | 書面 | — | 1 | — | 11月27日(実地) |
| 29 | | 東濃フロンティア高等学校 | 12月15日 | 実地 | — | — | — | 10月28日(実地) |
| 30 | | 東濃特別支援学校 | 12月16日 | 視察 | — | — | — | 11月12日(書面) |
| 31 | 公安委員会 | 岐阜南警察署 | 11月27日 | 書面 | 1 | 1 | — | 9月10日(書面) |
| 32 | | 養老警察署 | 12月7日 | 実地 | — | — | — | 10月19日(実地) |
| 33 | | 可児警察署 | 12月4日 | 実地 | — | — | — | 10月21日(実地) |
| 34 | | 中津川警察署 | 11月20日 | 実地 | — | 1 | — | 9月30日(実地) |
| 計 | 指摘事項等のあった機関数： 19 機関 | | | | 13 件 | 11 件 | 0 件 | |

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

| 機関名 | 区分 | 内 容 |
|-------|------|---|
| 図書館 | 指導事項 | 岐阜県図書館多目的ホール音響・照明等改修工事の工事管理業務委託に係る検査事務において、事前決裁書において指定した検査者に変更が生じた場合は、当該変更に係る決裁を受けることになっているが、これが行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。 |
| 関保健所 | 指導事項 | 公務中の1件の交通事故について、修繕料27,756円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 可茂保健所 | 指摘事項 | 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,371,203円の費用負担が発生するとともに、修繕料101,420円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 |

| | | |
|-------------|------|--|
| 中央子ども相談センター | 指摘事項 | <p>旅費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 職員は、旅費システムへの入力内容が誤っていたことにより訂正を求められたが、旅費システムに新たに旅行命令入力を行うことで対応し、旅費の支給を受けた。しかし、後日、支給を受けていたことを失念し、当初に入力した旅行命令について中止の処理を行わず、復命について旅行命令権者から承認を受けたことで、3件2,627円が過払となっていた。</p> <p>2 職員は、旅費システムに旅行命令入力をしていたにもかかわらず、それを失念し、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。そして、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、2件4,481円が過払となっていた。</p> <p>3 職員は、旅費システムに復命入力した後、入力内容に誤りがあったことに気付き、新たな旅行命令入力を行い、旅行命令権者から承認を受け、復命についても承認を受けた。そして、当初に入力した旅行命令について中止の処理を行わず、復命について承認を受けたことで、1件703円が過払となっていた。</p> |
| 国際たくみアカデミー | 指導事項 | 超仕上かんな盤一式の購入に係る検査事務において、事前決裁で指定した検査者以外の者が検査を行っていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。 |
| | 指導事項 | 時間外勤務について、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた「延長することができる時間数」を超えた時間外勤務を命じていた事案があつたので、今後は適正に処理されたい。 |
| 岐阜農林事務所 | 指摘事項 | 公務中の4件の交通事故について、損害賠償金として529,140円の費用負担が発生し、修繕料358,573円（うち相手方負担分59,282円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| | 指導事項 | 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料141,900円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 西濃農林事務所 | 指摘事項 | 公務中の2件の交通事故について、修繕料355,289円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 揖斐農林事務所 | 指摘事項 | 公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として204,697円の費用負担が発生するとともに、修繕料166,515円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 中濃農林事務所 | 指摘事項 | 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として2,871,416円の費用負担が発生するとともに、公用車が1台廃車（評価額650,000円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 |

| | | |
|----------|------|--|
| 可茂農林事務所 | 指摘事項 | 公務中の1件の交通事故について、修繕に要する費用として消耗品費26,400円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| | 指摘事項 | 基本的に仕様が同一の公用車2台を同日に調達した事務において、一括して競争入札により調達すべきところ、合理的な理由なく、随意契約によることができる少額の契約として1台ずつ調達を行っていたため、今後は適正に処理されたい。 |
| 技術検査課 | 指摘事項 | 平成30年度に開始した岐阜県建設人材育成・確保支援事業費補助金について、補助事業者が補助金の交付を受けた後に、消費税及び地方消費税の確定申告により補助対象事業費に含めていた消費税額を仕入税額控除しており、その結果、補助事業で整備した設備や研修を実施するための事務費等に係る消費税額を実質的に負担していないことになっていた。 岐阜県建設人材育成・確保支援事業費補助金交付要綱に、仕入控除税額に係る補助金相当額（以下「消費税相当額」という。）の県への報告及びその返還の規定がないため、県は上記事実を把握しておらず、平成30年度及び令和元年度補助金に係る消費税相当額2,921,213円が過大に交付されている状況にあると認められるので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |
| 岐南工業高等学校 | 指摘事項 | 公務中に手押式芝刈機を操作した際、石が飛散したことにより車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として78,708円の費用負担が発生していたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| | 指摘事項 | 公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、前年度も同様の事案で指導したにもかかわらず、修繕料35,200円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 各務原高等学校 | 指導事項 | 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,700円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 岐阜農林高等学校 | 指導事項 | 公共工事に係る前払金の支出事務において、前払金の事務取扱要綱では、前払金を請求しようとする者に対し、公共工事の前払金の預託金融機関の預金口座（以下「別口普通預金口座」という。）への振替の申出をした請求書により請求させることとなっている。学校が契約した工事の受注者からも当該申出をした請求書により前払金が請求されているが、別口普通預金口座に振替するところ、受注者の別の普通預金口座に振替をしていたため、今後は適正に処理されたい。 |

| | | |
|----------|------|---|
| 揖斐高等学校 | 指摘事項 | 旅費の支出事務において、職員は書面により出張伺(兼復命書)を作成したが、復命する際に当該出張伺を紛失したと思い、再度出張伺を作成した。後日、旅行者以外の者が旅行者に代わり、再度作成した出張伺を基にして旅費システムに入力を行った。さらに、当初作成した出張伺が手元にあったため、復命されていないにもかかわらず、こちらについても入力し、旅行命令権者から承認を受けたことで、1件333円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |
| 海津明誠高等学校 | 指導事項 | 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料90,072円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 吉城高等学校 | 指導事項 | 公務中にプロジェクターを損傷させた1件の毀損事故について、廃棄処分(取得価格175,824円)となっていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 岐阜南警察署 | 指摘事項 | 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として382,741円の費用負担が発生するとともに、修繕料285,615円(うち相手方負担分27,610円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| | 指導事項 | 公務中に道路標識簡易補修器を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料79,750円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 中津川警察署 | 指導事項 | 公務中に道路標識簡易補修器を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料88,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |